

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業
守秘義務の遵守に関する誓約書

西暦 年 月 日

大阪府知事 様
大阪市長 様

応募者の名称： _____
所在地
商号又は名称
代表者肩書
代表者名
(代理人署名 印)

当社は、今般、大阪府・大阪市（以下「府市」といいます。）が2019年12月24日付けで公表（2021年3月19日付け修正公表）した「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」募集要項（以下「募集要項」といいます。）に基づき、本事業の提案及び対話（以下「本提案等」といいます。）を行うにあたり、本誓約書を提出した者にのみ府市が貸与する資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の貸与を受けることを希望します。

守秘義務対象資料の貸与を受け、府市との対話（以下「本対話」といいます。本誓約書の提出以降、新たに追加された検討項目に関して府市と行う対話を含みます。）を行うにあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。なお、本誓約書上の用語の定義は本誓約書上で特に定めるものを除き募集要項の定める定義に従います。

記

第1条（利用の目的）

- 1 当社は、守秘義務対象資料及び本対話により府市から開示又は提供された情報（以下、総称して「本秘密情報等」といいます。）を本提案等の準備及び実施以外の目的のために利用しません。
- 2 当社は、本提案等のために本秘密情報等を知る必要のある最低限度の者以外の自己の役員及び従業員に対して本秘密情報等を開示しません。
- 3 当社は、当社の関係会社、当社の応募グループ構成員、協力企業、本事業のために融資若しくは保証を行う予定の金融機関、本事業のために格付業務を実施する格付機関、応募アドバイザー及び本公募において業務を行う通訳者・翻訳者等のうち、本提案等のために本秘密情報等を知る必要がある最低限度の者であり、かつ、あらかじめ当社が情報の開示先として府市に報告した者（以下「第二次被開示者」といいます。）に対して、本秘密情報等の全部又は一部を開示できるものとします。ただし、本秘密情報等の開示に先立ち、当社は、第二次被開示者に対して、本誓約書記載の遵守事項と同等又はそれ以上の守秘義務の履行を、書面をもって誓約させ、その書面の写しを府市に提出することを約束します。また、府市から「第二次被開示者の名称等届出書」の受理通知を受けるまでは、第二次被

開示者に本秘密情報等を開示しません。

- 4 当社は、自らの責任において、本秘密情報等の全部又は一部を第二次被開示者に開示した場合、第二次被開示者をして本誓約書に定めるものと同等又はそれ以上の秘密保持義務を遵守させるものとし、第二次被開示者がかかる義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。
- 5 当社は、本誓約書に違反した場合（第二次被開示者が本条第3項に基づき提出した誓約書の定める義務に違反した場合を含む。）、参加登録が取り消される可能性があることを理解しています。

第2条（秘密の保持）

当社は、本秘密情報等を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に開示又は漏洩しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）により提供の義務が課される場合はこの限りではありません。

第3条（善管注意義務）

当社は、本秘密情報等が、府市又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に提供された場合には、府市又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、本秘密情報等を善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

府市から提供を受けた本秘密情報等のうち個人情報に該当するものについては、当社は、本誓約書の定める義務に加えて、個人情報保護に関する法令等に従って、適切に利用、保持及び管理を行うことを約束します。

第5条（存続期間）

本誓約書に基づき当社が負う義務は、第7条の定める破棄義務の履行の有無に関わらず、本提案等の終了後においても存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

- 1 当社は、当社から本秘密情報等が漏洩した場合又はその兆候がある場合には、速やかに府市に報告したうえで、府市の指示に従って次の事項について対応します。
 - (1) 事実関係の把握
 - (2) 本秘密情報等の漏洩により影響を受ける可能性がある者（同情報により識別される者及び府市への情報提供者を含みますがこれに限りません。以下「関係者」といいます。）に対する通知
 - (3) 原因の究明と再発防止
 - (4) 本秘密情報等の返還、廃棄等
 - (5) その他対応を要する事項
- 2 当社から本秘密情報等が漏洩した場合及び当社が本誓約書に違反した場合、当社は、それにより府市又は第三者（関係者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（守秘義務対象資料の破棄）

- 1 当社は、守秘義務対象資料（その印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録を含むがこれに限りません。）を、当社が募集要項に従い提案審査書類を提出しないこと若しくは設置運営事業予定者に選定されなかったことが明らかになった日又は府市が破棄期限として指定する日のいずれか早い時点までにすべて自己の責任と費用において復元不能な方法で破棄・消去することを約束します。
- 2 法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の全部又は一部を保持することが義務付けられているため、前項の規定により守秘義務対象資料を破棄することができない場合、当社は、その理由を付して破棄予定日を通知することとし、情報保持を義務付けられた期間が経過する等により情報保持義務等がその後終了したときは、速やかに守秘義務対象資料をすべて破棄することを約束します。
- 3 当社は、前2項の規定に基づき守秘義務対象資料を破棄したときは、府市に対し、「守秘義務対象資料破棄義務の遵守に関する報告書」の提出をもって、その旨報告します。